

# 一般社団法人那須野ヶ原青年会議所

## 役員選任の方法に関する規程

### 第1章 目的

第1条 本規程は、本会議所定款第17条により、本会議所の次年度の役員(理事長、副理事長、理事、監事)の選出の方法を定めたものである。

### 第2章 理事長、監事、選出委員及び理事の選挙管理委員会

第2条 理事長、監事の選出委員及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。(以下選挙管理委員会と称する。)

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年5月31日迄に各々指名により選出する。

第4条 選挙管理委員会の任期は5ヶ月とする。但し理事会の決議により任期を延期することが出来る。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長がこれを決する。

### 第3章 理事長、監事の選考委員会

第7条 次年度の理事長及び監事を選出するために理事長、監事選考委員会をおく。(以下選考委員会と称する)

第8条 理事長、監事選考委員会は現在の理事及び理事経験者7名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第9条 6名の理事長、監事選考委員会は6月の第1例会出席正会員により6名連記無記名投票によって選出する。尚最低位同得票の場合にはJC暦の多いものを上位とする。

第10条 選考委員会の被選挙権は理事経験者で5月31日現在に於いて正会員であるものとする。

### 第4章 理事長、監事の選出

第11条 理事長、監事選考委員会は、委員全員の合議によって次年度の理事長候補者1名、並びに監事候補者2名を選出する。但し選考委員会は3分の2以上の委員の出席を要し、且つ賛成3分の2以上を得て決する。

2 理事長有資者にて立候補を希望する者は、選考委員会開催当日までに次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、経歴及び青年会議所における履歴書
- (2) 立候補者の青年会議所に対する意見書

第12条 前条によって選出される次年度の理事長候補者は、当該年度の5月31日現在において正会員たることを要する。但し下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
- (2) 次年度に於いて正会員の資格なきもの
- (3) 理事経験なきもの

第13条 11条により選出される次年度の監事候補者は、当該年度の5月31日現在において正会員であるものの中から指名、又は外部の者から選出される。但し下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 正会員であるもののうち会費の納入を遅滞しているもの、又は理事経験が無きもの

2 前項に掲げる外部の者でも以下のものは被選者となり得ない。

- (1) 当青年会議所を卒業していないもの。
- (2) 役員の経験なきもの。

第15条 理事長、監事選考委員会は本章の定めるところに従い、次年度の理事長候補者、監事候補者を選出した上、8月に開催される理事会にその氏名を通知し臨時総会にて承認を得なければならない。

## 第5章 理事選挙

第16条 次年度の理事(理事長を除く)のうち5月31日現在の正会員数の10%(整数)の理事は正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は理事選挙の当選者の確定する前迄に次年度理事長予定者が決定する。

第17条 選挙の行われる当該年度の5月31日現在の正会員は理事の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第18条 選挙の行われる当該年度の5月31日現在の正会員は理事の被選挙権を有する。但し、下記に掲げるものは除く。

- (1) 当該年度を含む過去2ヶ月において連続して役員の地位にあるもの。
- (2) 理事長、監事選考会において、次年度の理事長及び監事に選出されたもの。
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの。
- (5) 過去1年間出席率60%以下のもの。

第19条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上で、7月10日から、5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第20条 前条名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間内に理

由を記載した文書を以って選挙管理委員会に異議を申し立てることが出来る。異議申立があった場合、委員会は速やかにこれを調査し異議を認めた場合、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加、或いは更正を異議申出日より5日以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申出は認めない。

第21条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前迄に到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。且つこのとき迄に選考委員会によって選出された次年度の理事及び監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第22条 投票は有権者1名につき1票。選挙すべき理事の数だけ連記し、無記名で以って郵送により行う。選挙すべき理事の数より多く若しくは少なく記載されたものは無効とする。

2 投票用紙の郵送は普通郵便によるものとし、投票日迄の消印のあるものを有効とする。その他、投票の有効、無効は選挙管理委員会に一任する。

第23条 開票は選挙管理委員会及び現在の監事立ち会いの上これを行わなければならない。

第24条 得票多数の上位者をもって理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には、選挙管理委員会及び現在の監事立会の上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第25条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは遅滞なく当選者の氏名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

## 第6章 理事及び副理事長の指名選出

第26条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙によりその当選者が確定し次第速やかに残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の5月31日現在における正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 選考委員会において監事に選出されたもの。
- (2) 第5章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (4) 会費の納入の遅滞しているもの。

第27条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長2名以上3名以内を指名により選出する。

第28条 次年度の理事長は指名により選出した次年度の理事及び副理事長の氏名を当該年度中に開催される10月の理事会に通知しなければならない。

## 第7章 通知、報告、承認

第29条 現在の理事長は、本規程の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第30条 現在の理事長は、当該年度中に開催される総会に於いて、選任された次年度の理事長、監事を改めて報告するとともに理事長、監事の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 役員の新補充選任

第31条 本規程によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときには、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。その指名選出は第26条に準じて行うものとする。

2 現在の理事長は役員の新補充選任が行われた以後最初の総会に於いて、役員の新補充選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認をへなければならない。

## 細則

第32条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

## 附則

- 1 本規程は平成25年1月16日から適用とする。
- 2 本規程の平成25年8月7日より適用とする